

「化学物質管理者」選任のための研修

1 概 要

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正され、自律的管理を基軸とする化学物質規制が導入されます。令和6年4月からは化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関するリスクアセスメントの実施管理など、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。

※この講習は「化学物質を取り扱う事業場」向けです。

2 受講資格

特になし

3 カリキュラム

- ① 学科講習化学物質の危険性又は有害性並びに表示等 【1.5H】
- ② 化学物質の危険性又は有害性の調査 【2H】
- ③ 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等
その他必要な記録等 【1.5H】
- ④ 化学物質を原因とする災害発生の対応 【0.5H】
- ⑤ 関係法令 【0.5H】